

第 三 期
帯広市アイヌ施策推進計画
(案)

令和2年2月
帯 広 市

目次

| | | |
|-----|------------------------|----|
| 第1章 | 計画の基本的事項 | 1 |
| 1 | 計画策定の背景 | 1 |
| 2 | 計画策定の目的 | 2 |
| 3 | 計画の期間 | 2 |
| 第2章 | 第二期帯広市アイヌ施策推進計画の取り組み状況 | 3 |
| 1 | 基本方向ごとの取り組み状況 | 3 |
| 2 | 取り組み状況の総括 | 4 |
| 第3章 | 計画の目標と基本方向、施策の体系 | 4 |
| 1 | 計画の目標 | 4 |
| 2 | 計画の基本方向 | 4 |
| 3 | 施策の体系 | 5 |
| 第4章 | 施策の推進 | 6 |
| | 基本方向Ⅰ アイヌ民族についての理解促進 | 6 |
| | 基本方向Ⅱ アイヌ文化の振興 | 7 |
| | 基本方向Ⅲ 生活の安定と教育の充実 | 8 |
| 第5章 | 計画の推進、進捗管理 | 9 |
| 資料編 | | |
| 1 | 審議会等 | 10 |
| 2 | 第三期帯広市アイヌ施策推進計画策定経過 | 12 |
| 3 | 用語解説 | 13 |

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

<国等の動向>

アイヌ民族は北海道などに古くから住み、固有の言語・文化・生活習慣などをもち、自然と共生した生活を送ってきた先住民族です。

明治以降の近代化により、北海道の開拓が進められる中で、アイヌ民族のいわゆる同化政策が進められ、アイヌの人たちの生活基盤と文化は奪われ、社会的・経済的に抑圧されていました。

しかし、平成5年の「国際先住民年」を契機とし、アイヌ民族への関心が高まりはじめ、平成9年の「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法）の制定・施行により、アイヌ文化の振興が図られる取り組みが進められてきました。

平成19年9月には、国際連合総会において「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択され、平成20年6月、アイヌ政策をさらに推進し、総合的な施策の確立に取り組むことを求める「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が衆参両院で採択されました。同年7月には、これまでのアイヌ政策をさらに推進し、総合的な施策の確立に向けて検討を行うため、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」、翌年12月には、「アイヌ政策推進会議」の設置がなされました。

平成26年6月、『アイヌ文化の復興等を促進するための「民族共生の象徴となる空間」の整備及び管理運営に関する基本方針について』が閣議決定（平成29年6月 一部変更）され、アイヌの歴史、文化等に関する国民各層の幅広い理解の促進の拠点並びに将来へ向けてアイヌ文化の継承及び新たなアイヌ文化の創造発展につなげるための拠点となるよう、民族共生象徴空間（ウポポイ）を北海道白老郡白老町に整備することが示されました。

令和元年5月には、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（アイヌ施策推進法）が施行されました。条文中にアイヌの人々が先住民族であると明記され、総合的かつ継続的に、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現を目指すものとされています。

<帯広市の取り組み>

帯広市においては、アイヌの人たちに関する施策を総合的に推進するために、平成7年12月に全国の市町村に先駆けて「帯広市ウタリ総合福祉推進計画」（平成8年度～平成16年度）を策定し、平成17年2月には、計画の一部に修正を加え、計画期間を延長して「帯広市アイヌ施策推進計画」（平成17年度～平成21年度）と名称を変更し、アイヌの人たちの社会的、経済的地位の向上を図るために施策を総合的に進めてきたところです。

平成22年3月には、「第二期帯広市アイヌ施策推進計画」（平成22年度～令和元年度）を策定し、それまでの取り組みの方向を維持しつつ、理解促進、

文化の振興などに取り組んできました。

2 計画策定の目的

アイヌ施策推進法が施行され、アイヌの人たちの誇りが尊重される社会の実現は、より重要性が高まっています。また、アイヌ文化をはじめ、多様な文化や価値観が尊重されることは、共生社会の実現にも資するものであり、地域の文化を正しく継承していくことで、地域に対する誇りや愛着を育むものとなります。

アイヌの人たちに関する施策は、民族理解や文化、教育、福祉など、幅広い分野にまたがることから、目標や基本方向を一体的に示し、アイヌの人たちの誇りが尊重される社会の実現に向けた取り組みを総合的・効果的に推進するため、「第三期帯広市アイヌ施策推進計画」を策定します。

また、本計画は、アイヌ施策に関する分野計画として第七期帯広市総合計画に即して策定するものです。

3 計画の期間

計画期間は、アイヌ施策のあり方が変わりつつある近年の社会情勢を踏まえ、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間とします。なお、国及び北海道の関連する計画などとの整合性を図るために、必要に応じて見直しを行います。

第2章 第二期帯広市アイヌ施策推進計画の取り組み状況

第二期帯広市アイヌ施策推進計画においては4つの基本方向に基づき、次のように事業に取り組んできました。

1 基本方向ごとの取り組み状況

基本方向Ⅰ アイヌ民族についての理解促進

- (1) 啓発活動の推進
- (2) 地域活動の促進
- (3) 関係団体への支援
- (4) 教育などの充実

生活館や百年記念館などでのアイヌ民族に関するパネルや工芸品などの常設展示のほか、カムイノミの儀式や伝統舞踊の披露及びアイヌ料理の試食などを実施するアイヌ生活文化展、市内の公共施設でアイヌの工芸品の展示を行うアイヌ伝統工芸展等を開催したほか、教員研修の実施や教科書の副読本などの活用により、児童生徒に対しても、アイヌ民族の理解促進を図りました。

基本方向Ⅱ 文化の振興

- (1) 知識の普及と啓発
- (2) 文化の保存と伝承
- (3) 調査研究の推進

刺しゅうや木彫りなどの体験教室の開催や、百年記念館のアイヌ民族文化情報センター「リウカ」を活用し、アイヌ民族の歴史、文化について情報発信に取り組みました。

また、帯広カムイトウウポポ保存会の活動支援や、伝統的生活空間(イオル)の再生事業を通じ、アイヌ文化の伝承・活用の促進を支援したほか、アイヌ文化推進員を配置し、アイヌ文化の普及啓発・保存伝承に取り組みました。

基本方向Ⅲ 教育の振興

- (1) 教育の支援の推進
- (2) 進学機会の充実

アイヌ子弟に対する教育相談や支援を行ったほか、十勝管外の大学・短大・専門学校等への就学費用の扶助により、高等教育機関への進学率向上に取り組みました。

基本方向Ⅳ 生活の安定と生活環境の充実

- (1) 生活の安定
- (2) 就労の促進
- (3) 生活環境などの向上

アイヌ生活相談員を配置し、アイヌの人たちの暮らしにおける相談や支援を行ったほか、浴室未設置となっている市営住宅の改修や、住宅の取得・改築に必要な資金の貸付による持家の促進など、生活の安定や生活環境などの改善に取り組みました。

2 取り組み状況の総括

アイヌ民族文化情報センター「リウカ」の入場者数の増加など、アイヌ民族に対する市民の関心は高まってきていますが、今後においても、地域の文化を継承し、多様な文化や価値観を尊重していくため、先住民族であるアイヌ民族の理解促進や文化振興など、アイヌの人たちの誇りが尊重される社会づくりに向けた取り組みを継続していくことが重要です。

第3章 計画の目標と基本方向、施策の体系

1 計画の目標

「先住民族であるアイヌの人たちが、民族としての誇りを持って生きることができ、その誇りが尊重される社会づくり」を目標とします。

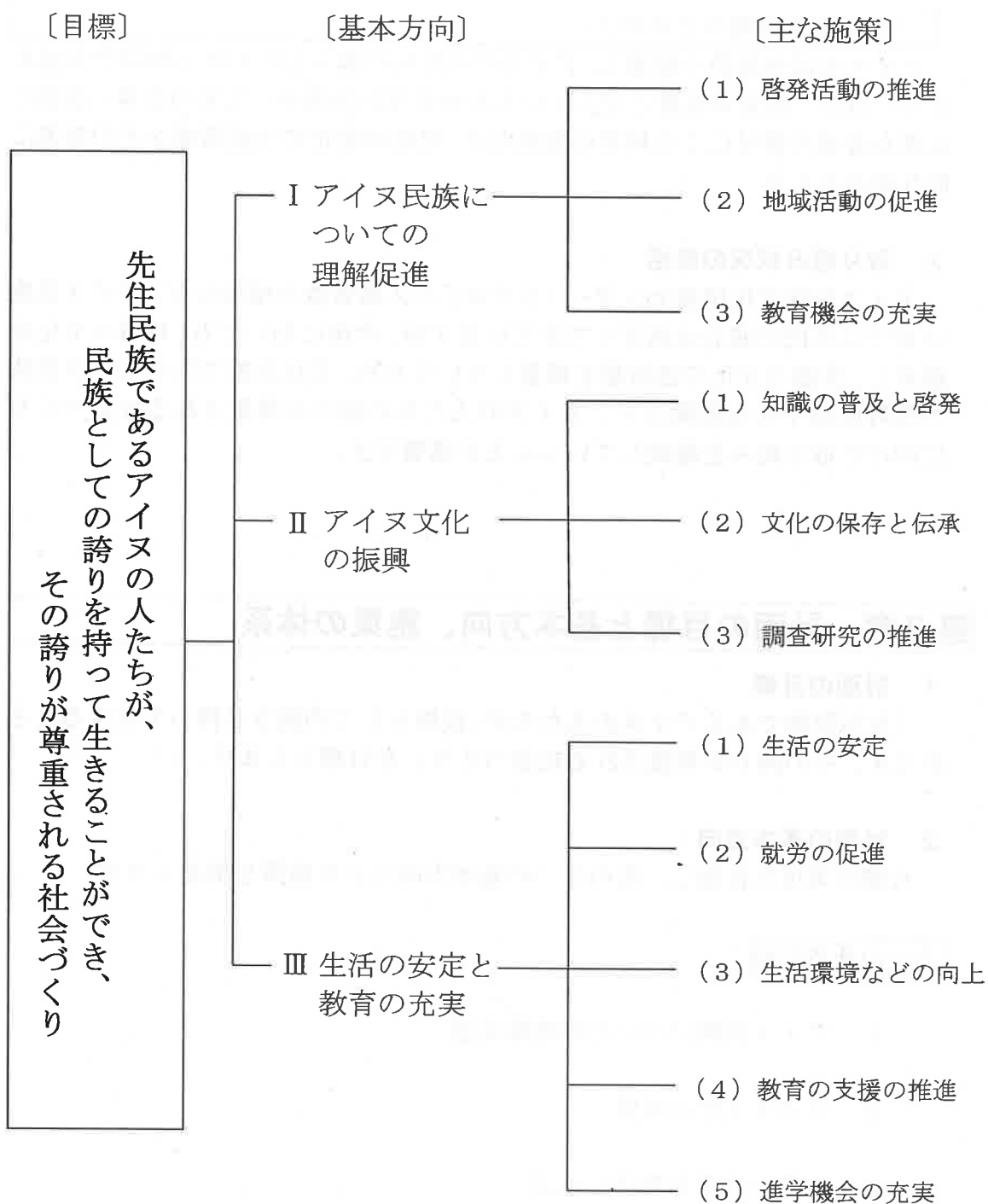
2 計画の基本方向

目標の実現を目指し、次の3つの基本方向により施策を推進します。

3つの基本方向

- I アイヌ民族についての理解促進
- II アイヌ文化の振興
- III 生活の安定と教育の充実

3 施策の体系



第4章 施策の推進

基本方向Ⅰ アイヌ民族についての理解促進

現状と課題

北海道が平成29年にアイヌの人(※)を対象に実施した「北海道アイヌ生活実態調査」(以下、H29実態調査という。)によると、十勝管内在住のアイヌ民族の人たちは、193世帯、406人となっています。

H29実態調査において、「物心ついてから今までに、何らかの差別を受けたことがありますか。」という設問では、最近3、4年で「差別を受けたことがある。」「他の人が受けたことを知っている。」と答えた人が2.5%となっています。平成25年調査、平成18年調査では、それぞれ2.4%、3.2%となっており、減少傾向にあります。差別がなくなるまでには至っていません。

また、内閣府が平成30年度に実施した「アイヌ政策に関する世論調査」では、アイヌという民族がいることを「知っている」という回答は、94.2%となっています。そのうち、「アイヌの人々が先住民族であること」、「独自の伝統的文化を形成してきたこと」の認知度は高いですが、「明治時代以降、多くのアイヌの人々が非常に貧しく独自の文化を制限された生活を余儀なくされたこと」や「伝統文化の保存・継承などに取り組んでいるアイヌの人々がいること」の認知度は低くなっていることから、近現代の歴史や現在のアイヌの人たちの活動を知ってもらうなど、より理解を深める取り組みが必要です。

〔※この調査の「アイヌ」とは、「地域社会でアイヌの血を受け継いでいると思われる方、また、婚姻・養子縁組等によりそれらの方と同一の生計を営んでいる方」としています。〕

施策の目標

アイヌ民族の歴史や文化のほか、現代のアイヌの人たちの保存・伝承活動について、普及・啓発を進めます。

また、アイヌ民族についての理解を深めるために、アイヌの人たちの地域活動を促進します。

主な施策

(1) 啓発活動の推進

- ① アイヌ民族の歴史や文化の普及を図るため、公共施設などを利用した市民啓発を進めます。
- ② 広報紙をはじめとして、多様な啓発活動を進めます。

(2) 地域活動の促進

- ① アイヌの人たちの活動を促進するため、活動拠点である帯広市生活館の充実につとめます。
- ② 帯広アイヌ協会の活動を支援します。

(3) 教育機会の充実

- ① 教育関係者などに向けてのアイヌ民族に関する研修を進めます。
- ② 副読本「おびひろ」のアイヌ民族に関する記述の充実を図ります。
- ③ 生涯学習施設や人材などを活用し、アイヌ民族に関する教育の普及を進めます。

基本方向Ⅱ アイヌ文化の振興

現状と課題

アイヌ文化には、ウポポ（歌）やユカラ（叙事詩）などの音楽、祭事や行事などで踊られる舞踊、刺しゅう・木彫・織物などの工芸、イオマンテ（熊送り）などの儀礼や独自の言語であるアイヌ語があり、これらは固有の文化として貴重なものです。

H29実態調査では、文化の伝承活動に関わっている人に対する「積極的な活動を進めるために何が必要だと思いますか。」という設問に対しては、「指導者の養成」が79.8%、「活動費の確保」が70.2%と多くなっています。

また、「アイヌとしての誇りを感じる点は何ですか。」という設問に対し、「アイヌの文化」が41.0%、「アイヌの歴史」が34.8%である一方、「特にない」についても36.0%と高くなっており、若年層ほど割合が高い傾向にあります。

帯広市には、アイヌ古式舞踊を保存・伝承する帯広カムイトウウポポ保存会など、アイヌ文化の伝承を担う団体がありますが、伝統や文化を受け継いできた人たちの高齢化が進んでいる中でアイヌ文化を後世に正しく伝えていくことが求められています。

施策の目標

アイヌ文化の振興のために、アイヌ文化に対する市民の関心を高めるとともに、文化の保存と伝承、調査研究を進めます。

主な施策

(1) 知識の普及と啓発

- ① アイヌ民族の歴史や文化についての知識を深めるため、体験教室などの充実につとめます。

- ② アイヌ民族文化情報センター「リウカ」の活用や関係機関との連携により、アイヌ民族の歴史や文化の情報提供や啓発活動を進めます。

(2) 文化の保存と伝承

- ① 「帯広カムイトウウポポ保存会」(帯広市指定文化財)の活動を支援します。
- ② アイヌ語や刺しゅう、食文化などのアイヌ民族固有の文化や技術について、イベント等を通じ、保存・活用を図ります。
- ③ 十勝に伝わるアイヌ文化の保存伝承活動を促進します。
- ④ 他地域の先住民族などとの交流活動を促進します。

(3) 調査研究の推進

- ① 十勝・帯広のアイヌ民族の生活・文化に関する資料の収集及び保存など調査研究と情報発信につとめます。

基本方向Ⅲ 生活の安定と教育の充実

現状と課題

過去の同化政策などによる社会的・経済的抑圧を背景に、アイヌの人たちの生活保護率は全国平均に比べて高い割合にあります。H29実態調査では、帯広市を含む都市型の地区(※)で暮らしているアイヌの人たちの生活保護率(人口1,000人中、生活保護を受けている人の割合)は、50.2%となっており、前回調査に比べ17.7ポイント減少していますが、都市型の地区全体の生活保護率は、34.8%であり、15.4ポイントの差があります。

また、義務教育修了後に進学した人は95.1%となっており、前回調査に比べ2.5ポイント増加しています。高校卒業後の進路についても大学(短大含む)への進学率は33.3%となっており、前回調査に比べ7.5ポイント増加し、着実に向上していますが、アイヌの人たちが居住する市町村全体の大学進学率は45.8%であり、いまだに12.5ポイントの差がある状況です。

アイヌの人たちの世帯は、地域全体と比較し、生活に不安を抱えている割合が高い状況にあるとともに、子どもの進学への影響も懸念されることから、生活の安定や就労促進、さらにはアイヌ子弟の教育水準を高めていくことが必要です。

〔※この調査の「都市型の地区」とは、アイヌの人たちが居住する地区のうち、「主に第二次産業、第三次産業への就業者が多く、市街地を形成している地区」としてしています。〕

施策の目標

生活の安定と就労を促進するため、相談、支援体制の確保や住宅整備の促進を進めます。

また、将来的に安定した生活を営めるよう、アイヌ子弟の教育の奨励・支援に取り組めます。

主な施策

(1) 生活の安定

① アイヌ生活相談員の配置を継続し、引き続き相談・支援を実施します。

(2) 就労の促進

① 公共職業安定所をはじめ、各関係機関との連携を図り、アイヌ子弟の就労促進に取り組めます。

(3) 生活環境などの向上

① 住宅新築等資金貸付制度を活用し、アイヌの人たちの持家取得を促進します。

(4) 教育の支援の推進

① アイヌ教育相談員の配置を継続し、引き続き教育支援を実施します。

(5) 進学機会の充実

① 高等教育機関進学・就学者に対し助成を行い、進学機会を確保します。

第5章 計画の推進、進捗管理

事業の実施にあたっては、アイヌ政策推進交付金の活用を検討します。

また、計画を推進するにあたり、「帯広市アイヌ施策連絡会議」や「帯広市健康生活支援審議会」において進捗管理を行います。

資料編

1 審議会等

(1) 帯広市アイヌ施策推進計画庁内策定委員会名簿

| 役 職 | 職 名 |
|------|-------------|
| 委員長 | 保健福祉部長 |
| 副委員長 | 保健福祉部企画調整監 |
| 委 員 | 〃 社会課長 |
| 〃 | 〃 保護課長 |
| 〃 | 政策推進部企画課長 |
| 〃 | 商工観光部工業労政課長 |
| 〃 | 〃 観光課長 |
| 〃 | 都市建設部住宅課長 |
| 〃 | 学校教育部学校教育課長 |
| 〃 | 〃 学校教育指導室長 |
| 〃 | 〃 教育研究所長 |
| 〃 | 生涯学習部文化課長 |
| 〃 | 〃 図書館長 |
| 〃 | 〃 百年記念館長 |

(2) 帯広市アイヌ施策推進計画庁内策定委員会幹事会名簿

| 役 職 | 職 名 |
|-----|----------------|
| 幹事長 | 保健福祉部社会課長 |
| 監 事 | 保健福祉部社会課社会係長 |
| 〃 | 〃 保護課長補佐 |
| 〃 | 政策推進部企画課主査 |
| 〃 | 商工観光部工業労政課労政係長 |
| 〃 | 〃 観光課観光振興係長 |
| 〃 | 都市建設部住宅課事業係長 |
| 〃 | 学校教育部学校教育課長補佐 |
| 〃 | 〃 学校教育指導室指導主事 |
| 〃 | 〃 教育研究所指導主事 |
| 〃 | 生涯学習部文化課文化振興係長 |
| 〃 | 〃 図書館副主幹 |
| 〃 | 〃 百年記念館副館長 |

(3) 帯広市健康生活支援審議会委員名簿

(24名 敬称略・五十音順)

| 氏名 | 団体名等 |
|------------------|-----------------------|
| 阿部 厚憲 | 一般社団法人帯広市医師会 |
| 石川 尚樹 | 帯広市社会福祉施設連絡協議会 |
| 一柳 伸吾 | 一般社団法人帯広市医師会 |
| ◎稲葉 秀一 | 一般社団法人帯広市医師会 |
| 宇野 雅樹 | 一般社団法人北海道薬剤師会十勝支部 |
| 江口 聡 | 公募 |
| 大江 徹 | 一般社団法人帯広市医師会 |
| 大滝 達哉 | 一般社団法人十勝歯科医師会 |
| 金須 俊雄 | 公募 |
| 佐々木 修一 | 公募 |
| 真井 康博 | 一般社団法人帯広市医師会 |
| 高田 康範 | 公募 |
| 田中 利和 | 一般社団法人帯広身体障害者福祉協会 |
| 永井 八重子 | 公募 |
| 成田 安弘 | 一般社団法人十勝歯科医師会 |
| 野水 ミツ子 | 帯広市老人クラブ連合会 |
| ○畑中 三岐子 | 特定非営利活動法人帯広市手をつなぐ育成会 |
| 樋渡 康 (R1.12.25～) | 北海道民生委員児童委員連盟帯広支部 |
| 古澤 慎二 | 帯広市町内会連合会 |
| 細川 吉博 | 一般社団法人帯広市医師会 |
| 松田 安巨 (～R1.12.3) | 北海道民生委員児童委員連盟帯広支部 |
| 明神 もと子 | 学識(北海道子どもの虐待防止協会十勝支部) |
| 山本 勝弘 | 帯広ボランティア連絡協議会 |
| 吉村 典子 | 社会福祉法人帯広市社会福祉協議会 |

◎委員長 ○副委員長

(4) 意見交換団体

帯広アイヌ協会

帯広カムイトウウポポ保存会

とかちエテケカンパの会

特定非営利活動法人トカプチアイヌ協会

2 第三期帯広市アイヌ施策推進計画策定経過

| 年月日 | 内容 | 進捗 |
|---|--|----|
| 平成 31 年 4 月 1 日 令和 元年 5 月 9 日 令和 元年 6 月 11 日 | 帯広市アイヌ施策推進計画庁内策定委員会設置 第 1 回帯広市アイヌ施策推進計画庁内策定委員会 第 1 回アイヌ関係団体意見交換会 | |
| 令和 元年 7 月 11 日 令和 元年 7 月 19 日 令和 元年 7 月 29 日 令和 元年 8 月 19 日 令和 元年 9 月 4 日 | 第 2 回帯広市アイヌ施策推進計画庁内策定委員会 第 2 回アイヌ関係団体意見交換会 第 1 回帯広市健康生活支援審議会 第三期帯広市アイヌ施策推進計画（骨子）について 厚生委員会 第三期帯広市アイヌ施策推進計画（骨子）について 市民意見交換会（帯広市生活館） | |
| 令和 元年 10 月 9 日 令和 元年 10 月 16 日 令和 元年 10 月 25 日 令和 元年 11 月 19 日 | 第 3 回帯広市アイヌ施策推進計画庁内策定委員会 第 3 回アイヌ関係団体意見交換会 第 2 回帯広市健康生活支援審議会 第三期帯広市アイヌ施策推進計画（原案策定に向けた検討資料）について 厚生委員会 第三期帯広市アイヌ施策推進計画（原案）について | 原案 |
| 令和 元年 11 月 25 日～ 令和 元年 12 月 24 日 | 第三期帯広市アイヌ施策推進計画（原案）パブリックコメント | |
| 令和 2 年 1 月 23 日 令和 2 年 1 月 31 日 令和 2 年 2 月 12 日 | 第 4 回帯広市アイヌ施策推進計画庁内策定委員会 第 3 回帯広市健康生活支援審議会 第三期帯広市アイヌ施策推進計画（原案）に対するパブリックコメントの結果及び第三期帯広市アイヌ施策推進計画（案）について 厚生委員会 第三期帯広市アイヌ施策推進計画（原案）に対するパブリックコメントの結果と計画（案）について | 案 |

3 用語解説

ア行

アイヌ

アイヌ語で「人間」を意味する。

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律〔P 1〕

アイヌ施策の推進に関し、基本理念、国等の責務、政府による基本方針の策定、民族共生象徴空間構成施設の管理に関する措置、市町村によるアイヌ施策推進地域計画に基づく事業に対する特別の措置等について定めることにより、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とした法律。(略称：アイヌ施策推進法)

アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律〔P 1〕

アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現と我が国の多様文化の発展に寄与するため、アイヌ文化の振興やアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及・啓発を図るための施策の推進について定めた法律。アイヌ施策推進法により廃止となっている。(略称：アイヌ文化振興法)

アイヌ民族文化情報センター「リウカ」〔P 3〕

帯広市のアイヌ文化の振興や普及・啓発を行うため帯広百年記念館に開設した施設。アイヌ民族の伝統的な文化や歴史について学ぶことができる。名称の「リウカ」は、十勝のアイヌ語で「橋」を意味する。

(所在地：帯広百年記念館 帯広市緑ヶ丘2番地)

アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議〔P 1〕

平成20年に国会で採択された決議。政府に対し、アイヌの人々を独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族として認めること、高いレベルで有識者の意見を聞きながら、これまでのアイヌ政策をさらに推進し、総合的な施策の確立に取り組むことを求めている。

イオマンテ〔P 7〕

アイヌ民族にとって最も重要で神聖な儀式。動物の魂をカムイモシリ（神の国）へ送るという意味。一般的には熊送り「飼い熊（小熊）の霊送り儀礼」を指す。

ウポポ〔P 7〕

アイヌ民族の伝承歌のこと。

カ行

カムイノミ〔P3〕

神々に祈りを捧げる伝統的な儀式のこと。アイヌ語で「神（カムイ）に祈る（ノミ）」という意味がある。

国際先住民年〔P1〕

「世界の先住民の国際年」ともいう。1990年（平成2年）12月の第45回国際連合総会にて採択された国際年で、「第2次人種差別と戦う10年」の最終年にあたる1993年（平成5年）に制定された。

※国際年：国際連合が平和と安全、開発、人権など、1年間のテーマを設定することで、国際社会の関心を喚起し、取り組みを促す期間。

サ行

生活館〔P3〕

アイヌの人たちの文化や生活についてのさまざまな活動を行う施設で、アイヌ語教室や刺しゅう教室などの文化活動、生活・教育などの相談事業が行われている。帯広市には、帯広市生活館（愛称：ふくろうの館）がある。

（所在地：帯広市柏林台東町2丁目2番地）

先住民族の権利に関する国際連合宣言〔P1〕

平成19年に国際連合総会で採択された宣言。政治・経済・文化など広範な分野にわたる権利に加えて、自決権や民族として生存し自由で平和に安全に生活する集団的権利が含まれる。日本も賛成票を投じている。

タ行

伝統的生活空間（イオル）の再生事業〔P3〕

森林や水辺等において、アイヌ文化の保存・継承・発展に必要な樹木、草本等の自然素材が確保でき、その素材を使って、アイヌ文化の伝承活動等が行われるような空間を形成する事業。

十勝では、上士幌町にイオルの森を整備している。

マ行

民族共生象徴空間〔P1〕

令和2年4月24日、北海道白老町ポロト湖畔に誕生するアイヌ文化復興・創造の拠点。愛称は「ウポポイ」。アイヌ語で「(おおぜいで) 歌うこと」を意味する。

ヤ行

ユカラ〔P7〕

口承文芸の一つ。アイヌ語で「英雄叙情詩」を意味する。十勝では、サコロペという。レブニという棒を軽く叩いてリズムを取りつつ語る。

第三期帯広市アイヌ施策推進計画

(令和2年度～令和6年度)

発行 令和2年3月
編集 帯広市保健福祉部社会課

〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地
電話 0155-65-4146
FAX 0155-23-0154